七の六　告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める条件

イ　前号イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあっては、当該評価が開始された際に付された条件に従うこと。

ロ　前号ロに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあっては、当該申請に係る用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に従うこと。

七の七　告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める期間

イ　第七号の五イに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあっては、当該評価が開始された日から六月（当該期間内に再生医療等製品一部変更承認の申請が受理されたときは、当該申請が受理された日までの期間）

ロ　第七号の五ロに規定する再生医療等製品の使用又は支給にあっては、当該申請が受理された日から二年（当該期間内に当該申請に対する処分があったとき又は当該申請の取下げがあったときは、当該処分又は取下げがあった日までの期間）

○厚生労働省告示第四百二十五号

ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針（平成二十五年厚生労働省告示第三百十七号）は、平成二十六年十一月二十四日限り廃止する。ただし、同日以前に着手したヒト幹細胞臨床研究については、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第四条第一項の規定による再生医療等提供計画の提出の日までは、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省環境省告示第三号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十六年十一月五日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十六年十一月二十一日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
環境大臣　望月　義夫

1　承認番号　14－36Ｖ－0002

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	東京大学医科学研究所附属病院　病院長　小澤　敬也 東京都港区白金台４丁目６番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	大腸菌１ａｃＺ遺伝子を発現し、γ34.5遺伝子・ＵＬ39遺伝子・α47遺伝子を不活化された制限増殖型遺伝子組換え単純ヘルペスウイルス１型（Ｆ株由来）（Ｇ47Δ）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	治療施設におけるヒトの治療を目的とした使用、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	(1)　Ｇ47Δ溶液は、容器に密封した状態で、遺伝子組換え生物である旨を容器等の見やすい箇所に表示した上で、他の薬剤等から識別可能な状態で施設内の冷凍庫に保管する。 (2)　Ｇ47Δ溶液の希釈及び分注操作は、施設内の安全キャビネット内で行う。Ｇ47Δ希釈溶液の保管は、遺伝子組換え生物である旨を容器等の見やすい箇所に表示した上で、他の薬剤等から識別可能な状態で施設内の保冷庫又は冷凍庫において行う。なお、Ｇ47Δ希釈溶液又はその凍結品の施設内での運搬は、容器に密閉した状態で行う。 (3)　患者に対するＧ47Δの投与は、治療室において、患者の腫瘍内にＧ47Δ希釈溶液を注入することによって行う。単純ヘルペスウイルス１型の同種症状が疑われた場合等であって、医療上必要と判断される場合、唾液等のサンプリングを行い遺伝子組換えウイルスの有無の確認等を行う。 (4)　Ｇ47Δ溶液（希釈溶液を含む。）及び上記(2)及び(3)で用いた機器や材料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づいて当該施設で定められている「医療廃棄物の管理に係る規程（以下「医療廃棄物として廃棄する。）に従い処理し、又は医療廃棄物として廃棄する。未使用のＧ47Δ溶液を含む廃棄物は廃棄前に不活化し、又は厳重な密封を行う。投与器具等、高力価のＧ47Δ溶液と直接接触した可能性のある部位の被覆材や器具等については、他の患者の廃棄物と分けて保管した上で医療廃棄物管理規程に従い医療廃棄物として処理する。患者由来の検体の取扱いは、施設の規定に従い、医療廃棄物として処理する。

○農林水産省告示第千六百六十八号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年十一月二十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年九月一日　第七十二号

二　登録認定機関の名称及び住所
特定非営利活動法人日本生態系農業協会　東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内並びにアメリカ合衆国、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、大韓民国、台湾、中華人民共和国、フィリピン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、ミャンマー及びラオス
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区東新橋二丁目十番十号東新橋ビル二階

○原子力規制委員会告示第五号

薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十六年政令第二百六十九号）第一条の規定に基づき、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示を次のように定める。

平成二十六年十一月二十一日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示の一部を改正する告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令第一条第五号の医療機器を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

本文中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

附　則

この告示は、薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行の日（平成二十六年十一月二十五日）から施行する。

○防衛省告示第二百三十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十一月二十一日

日時	防衛大臣　江渡　聡徳 平成二十六年十二月一日から平成二十七年一月三十一日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで
区域	硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域 (ア)　北緯二四度一五分一五秒　東経一四六度二九分四七秒 (イ)　北緯二五度二分一六秒　東経一四七度三七分四七秒 (ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒　東経一四五度三五分四八秒 (エ)　北緯二七度五五分一五秒　東経一四四度五七分四八秒
実施艦等	自衛艦八隻
その他	一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。 二　実施中は、実施艦に「Ｂ」旗を掲揚する。 三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。